

人権相談の現場から

性的マイノリティに関する人権相談

相談 30代後半の戸籍上、身体上は男性である方からの相談。子どもの頃から自分のこととを本当は女性であると思っていたが、そのことを誰にも明かすことができずにいた。服装の自由が利く職場に就職をし、服装を男性的なものから女性的なものへと徐々に変えていったが、仕事はきちんとこなしており、職場での評価は特に問題はなかった。

先日、職場にスカートをはいていったら上司に呼び出され、服装を男性的なものにするよう注意された。



対応 多くの場合、自分の周囲に自分と同じ思いを持っている人を見つけることが困難であり、孤立しがちである。そのような場合には、当事者団体等へ参加し、同じ思いの人と交流して、連帯感を強めるとともに、日常起こり得る具体的な問題についての経験や対処法を共有することを勧めた。

また、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づ

いて策定された「大阪府人権施策推進基本方針」では、「取り組むべき主要課題」として同性愛や性同一性障がい、インターフェックスなどの性的マイノリティとされる人々についての人権問題が挙げられている。自分の性のあり方を明らかにできなかつたり、非難されたりすることは人権問題であるという意識を持ってほしいと伝えた。

なお、戸籍上の名前は、家庭裁判所で（望む性にあつた名前など）別の名前に変えることが認められる場合が多くある。また、2003年に成立した「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する特例法」では、性同一性障がい者がいくつかの条件を満たせば、戸籍上の性別を変更することが可能となった。

このような制度上の仕組みや社会的な人権意識の進展の社会背景をもとに、会社の上司等に理解を求め、職場での働きやすい環境づくりを提起していくこともひとつの方法である。

相談 戸籍上の性別と外見が違っても、運転免許証はとれるでしょうか。身体は男性ですが、意識は女性のトランスジェンダーです。既に、女性として生活して4年になります。自分が望む性で生活でき、基本的に充実しています。

ところが今度の誕生日が運転免許の更新にあたり、少し悩んでいます。今さら男装はできません。女性の姿で更新に行っても大丈夫でしょうか。



対応 結論から言えば、運転免許証の更新には、現在の性別の姿で差し支えありません。

運転免許試験場には、外見と戸籍上の性別が一致しない人も多く訪れていることです。一定の配慮もしてもらえますので、むしろ意識過剰にならない方が良いかも知れません。

写真は現在の自分の様子を証明するためのものであって、最近撮った今の性別のものでないとかえって不都合です。堂々と申請窓口に書類を出しましよう。住民票や戸籍抄本の用意のために市役所などにいく必要がある場合でも、概ね同じような状況ですから大丈夫です。